# 宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例

(平成22年条例第57号)

原文縦書

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、豊かな人間性や 創造力を育み、また、人を育て、人と人とのつながりを生み出すものであ り、子どもたちの健やかな成長や心豊かな市民生活のために欠かせないも のであります。

そして、観光や産業など他の分野の活力を促し、まちを豊かにするため の重要な要素でもあります。

石炭産業の振興により発展したわがまちでは、先人たちの献身的な取組の中で「共存同栄・協同一致」の精神が生まれ、戦災復興や公害対策の中で、緑化運動や花いっぱい運動などの市民一丸となった活動につながりました。

そして、それらの活動は、荒廃した生活空間や青少年の心の蘇生を願い、「自然と人間の接点を芸術から」という先駆的な観点で始まった野外彫刻でまちを飾る運動へと発展し、本市独自の文化が創造されました。

この独自の文化は、ビエンナーレ形式の野外彫刻展という形で歴史を刻み、まちの至る所で野外彫刻が鑑賞できる本市固有の情景が生まれました。 また、市内には、産業都市としての本市の歩みを印象づける数々の近代 化産業遺産があります。

特に昭和初期の建築美を今に伝え、国の重要文化財にも指定されている渡辺翁記念会館は、音響効果に優れた音楽ホールとして高い評価を得て、国内外の著名な音楽家等の公演が行われるとともに、隣接する文化会館とあわせ、市民団体等による舞台芸術の発表・鑑賞の機会を支える市民の幅広い文化活動の場として活用され、親しまれています。

このような本市独自の文化や歴史的・文化的資産を次世代に引き継ぐとともに、さらに発展させ、新たなまちの活力を生み出すため、市と市民が協働して、文化の振興と文化によるまちづくりに取り組むことを目指し、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるため の基本理念を定めるとともに、市並びに市民、市民団体及び事業者の役割その他基本的な考え方を明らかにすることにより、本市の文化の振興 及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもたちの健やかな成長、心豊かな市民生活及び活力あるまちの創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化」とは、芸術、芸能、伝統文化、生活文化その他市民が主体的に行う創造的な諸活動及び文化財(近代化産業遺産(日本の産業の近代化を支えた建造物、機械等で、経済産業省が各地域から募集し、認定した文化遺産の一分類をいう。)を含む。以下同じ。)をいう。

(基本理念)

- 第3条 市並びに市民、市民団体及び事業者(以下「市民等」という。) は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるに当たっては、次に 掲げる理念を基本とする。
  - (1) 文化に関する活動(以下「文化活動」という。)を行う市民等の自主性及び創造性並びに活動の多様性を尊重すること。
  - (2) 市の独自性あふれる文化活動及び文化財を保存し、継承し、発展させ、及び活用すること。
  - (3) 市民すべてが文化を創造し、及び享受することができることを尊重 し、市民の文化意識が高まり、市民等の文化活動が活発に行われる ような環境の整備に努めること。
  - (4) 文化の振興に関する活動及び取組を観光、産業その他の分野の活動に連携させ、市の活力を高めること。

(市の役割)

- 第4条 市は、市民等と協働して、文化の振興及び文化によるまちづくり に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 市は、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を推進する ために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

- 第5条 市民等は、自らが文化の担い手として、文化の創造、享受、継承 及び発展並びにこれらの発信に積極的に努めるものとする。
- 2 市民等は、多様な文化活動を理解し、尊重し、及び相互の交流に努めるものとする。

(基本方針の策定)

- 第6条 市長は、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 市民等の自主的な文化活動の促進及び文化活動への意識の啓発に関すること。
  - (2) 本市独自の文化活動である緑と花と彫刻によるまちづくり及び伝統文化の継承、発展及び活用に関すること。

- (3) 渡辺翁記念会館を始めとした文化財の保存、継承及び活用に関すること。
- (4) 学校、家庭及び地域における子どもたちへの文化に関する教育及び 子どもたちの文化活動への支援に関すること。
- (5) 文化の創造若しくは鑑賞又は文化活動への参加その他広く市民等が文化に触れる機会の充実に関すること。
- (6) 文化を通じた市民等の国内外における交流の促進に関すること。
- (7) 文化活動を担う人材の育成及び確保に関すること。
- (8) 総合的に文化の振興を進める体制の整備に関すること。
- (9) 文化施設の充実及び効率的かつ効果的な管理運営に関すること。
- (10) 文化の振興に係る取組と産業経済分野との連携及び情報通信技術を活用した効果的で魅力的な文化に関する情報の発信に関すること。
- 3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ次条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければな らない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (審議会)

- 第7条 前条第3項に定めるもののほか、本市の文化の振興及び文化によるまちづくりに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、宇部市文化振興まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、市民、学識経験者及び文化活動を行う関係者又は関係団体の 代表者のうちから、市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

附 則 (平成22年12月28日条例第57号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に市長が任命する審議会の委員の任期は、 第7条第4項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとす る。

(以下略)

## 宇部市文化振興まちづくり審議会規則(平成22年規則第43号)

原文縦書

(趣旨)

第1条 この規則は、宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例(平成22年条例第57号)第7条第6項の規定に基づき、宇部市文化振興まちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選により これを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議 の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (平成22年12月28日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。